

社団法人 北海道薬剤師会室蘭支部会則

付

弔慰規定・表彰規定・旅費規定・会費賦課
徴収規定・入会金減免に関する規定

社団法人 北海道薬剤師会室蘭支部

昭和51年1月1日
昭和55年5月24日一部改正
昭和56年4月25日一部改正
昭和61年4月19日一部改正
昭和63年4月1日一部改正
平成元年4月1日一部改正
平成7年4月15日一部改正
平成8年4月13日一部改正
平成9年4月19日一部改正
平成12年4月15日一部改正
平成15年4月12日一部改正
平成19年4月21日一部改正
平成20年4月19日一部改正

一般社団法人 北海道薬剤師会室蘭支部会則

付

弔慰規定・表彰規定・旅費規定・会費賦課徴収規定
・財産管理規定~~入会金減免~~に関する規定

一般社団法人 北海道薬剤師会室蘭支部

昭和51年1月1日
昭和55年5月24日一部改正
昭和56年4月25日一部改正
昭和61年4月19日一部改正
昭和63年4月1日一部改正
平成元年4月1日一部改正
平成7年4月15日一部改正
平成8年4月13日一部改正
平成9年4月19日一部改正
平成12年4月15日一部改正
平成15年4月12日一部改正
平成19年4月21日一部改正
平成20年4月19日一部改正
平成24年4月21日一部改正

社団法人 北海道薬剤師会室蘭支部会則

昭和51年1月1日制定

第1章 総則

- 第1条 本支部は社団法人北海道薬剤師会構成の単位で北海道薬剤師会室蘭支部といい、また単に室蘭薬剤師会と称することができる。
- 第2条 本支部の区域は室蘭保健所管内の室蘭市、登別市、伊達市、洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町とする。
- 第3条 本支部の事務局を室蘭市海岸町1-58 入江臨海ビル1Fにおく。
- 第4条 本会則に定めるものの外は北海道薬剤師会定款及び定款施行細則による。

第2章 目的および事業

- 第5条 本支部は薬剤師法および薬事法の定めるところに基づき、公衆の厚生福祉を増進するため、薬剤師の倫理的、学術的水準を高め、薬学薬業の進歩、発展を図ることを目的とし、日本薬剤師会および北海道薬剤師会の発展に寄与するものとする。
- 第6条 本支部は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 薬剤師職能の向上に関する事項
 2. 薬学の進歩を助成し、薬業の発達への促進に関する事項
 3. 薬事衛生の向上普及に関する事項
 4. 公衆衛生の向上普及に関する事項
 5. 学校保健に関する事項
 6. 社会保険に関する事項
 7. 優良医薬品の普及並びに流通の適正化に関する事項
 8. 会員の相互扶助、福祉に関する事項
 9. その他目的達成に必要な事項

一般社団法人 北海道薬剤師会室蘭支部会則

昭和51年1月1日制定

第1章 総則

- 第1条 本支部は一般社団法人北海道薬剤師会構成の単位で北海道薬剤師会室蘭支部と称する。~~（また単に室蘭薬剤師会と証することができる；削除）~~
- 第2条 本支部の区域は室蘭保健所管内の室蘭市、伊達市、登別市、壮瞥町、洞爺湖町、豊浦町、とする。
- 第3条 本支部の事務局を室蘭市海岸町1-58 入江臨海ビル1Fにおく。
- 第4条 本会則に定めるものの外は北海道薬剤師会定款及び定款施行細則による。

第2章 目的および事業

- 第5条 本支部は公益社団法人日本薬剤師会（以下「日本薬剤師会」という）並びに一般社団法人北海道薬剤師会（以下「北海道薬剤師会」という）との連携のもと、薬剤師法および薬事法の定めるところに基づき、薬剤師の倫理的、学術的水準を高め、薬学薬業の進歩、発展を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする。
- 第6条 本支部は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 薬剤師職能の向上に関する事業
 2. 薬学の進歩を助成し、薬業の発達への促進に関する事業
 3. 薬事衛生の向上普及・指導に関する事業
 4. 公衆衛生の向上普及・指導に関する事業
 5. 学校保健に関する事業
 6. 社会保険に関する事業
 7. 優良医薬品の普及並びに流通の適正化に関する事業
 8. 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
 9. 地域医療への貢献並びに医療安全の確保に関する事業
 10. 日本薬剤師会、北海道薬剤師会及びその他の諸団体との連携、協力及び支援に関する事業
 11. 会員の相互扶助、福祉に関する事業
 12. その他目的達成に必要な事業

前項の事業は、第2条に定める区域において行なうものとする。

第3章 会員および名誉会員

第7条 本支部は本支部の区域内に居住又は勤務する薬剤師ならびに薬事に関係ある者で本支部の趣旨に賛同するものを会員とする。

第8条 会員は日本薬剤師会および北海道薬剤師会の定める資格および種別に従い、会員および賛助会員とする。

第9条 1. 本支部の会員は前条の規定により、それぞれ日本薬剤師会および北海道薬剤師会の会員になるものとする。
2. 本支部に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を本支部に提出し、役員会の承認を受けなければならない。
3. 本支部は、第2項の諾否を決めたときは、その旨を当該入会の申し込みをした者に通知する。
4. 会員は、総会の決定事項に服する義務を有する。
5. 会員であって、次の各号の1に該当するときは総会の議決を経て、戒告又は除名することができる。
1) 薬剤師としての対面を汚した者
2) 本会の綱紀又は対面を汚した者
3) 会費の納入を怠り、催促を受けた後1ヶ年を経るもなお支払わない者、その他会員たる義務を怠った者
前項除名の議決については、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第3章 会員および名誉会員

第7条 本支部は原則第2条に定める区域内に居住及び勤務する薬剤師ならびに薬事に関係ある者で本支部の趣旨に賛同するものを会員とする。

第8条 会員は日本薬剤師会および北海道薬剤師会の定める資格および種別に従い、会員および賛助会員とする。

1. 正会員：薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同し入会した者
2. 賛助会員：薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し入会した個人及び企業・団体
3. 特別会員：薬科大学、薬学部等の薬剤師養成の大学、大学院等の教育課程に在籍する学生
4. 名誉会員：本会及び本会の目的の達成に功労のあった者として総会で名誉会員とすることを決議したもの
5. 賛助会員及び特別会員の入会は理事会において承認を受けなければならない
6. 名誉会員には会費を賦課しない

~~※今回の改定により終身会員、C会費会員については設けないこととなります~~

第9条 入会及び退会

1. 本支部の会員は前条の規定により、それぞれ日本薬剤師会および北海道薬剤師会の会員になるものとする。
2. 本支部に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を本支部に提出し、理事会の承認を受け、支部を通じて北海道薬剤師会へ提出しなければならない。
3. 本支部は、第2項の諾否を決めたときは、その旨を当該入会の申し込みをした者に通知する。
4. 会員は、総会の決定事項に服する義務を有する。
5. 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費、特別会費及び負担金等を本支部に支払う義務を負う。
(入会時期による会費の賦課額は会計年度の4月1日から9月30日までに入会した会員の会費はその年度の全額とし、10月1日以後に入会した会員の会費は、その年度の年額の2分の1の額とする。)
ただし、会費減免処置が妥当と支部長が判断した場合は理事会の承認を得て会費を減免する。
6. 既納入した会費は、理由の何処にかかわらず返還しない。

- 第10条 1. 本支部の会員にして、北海道薬剤師会の名誉会員に推された者は本会の名誉会員とする。
2. 本会に顧問および相談役を置くことができる。
顧問および相談役は総会の承認を得て支部長がこれを委嘱する。

第4章 役員

- 第11条 本支部に次の役員を置く。
支部長1名、副支部長若干名、理事若干名
監事2名

7. 任意退会

- 1) 会員は退会届を支部に提出することにより任意に退会することができる。
- 2) 会員の退会届は当支部を通して北海道薬剤師会へ提出するものとする。
- 3) 退会届をもって、本支部並びに日本薬剤師会、北海道薬剤師会を同時に退会するものとする。

8. 会員の戒告又は除名

会員であって、次の各号の1に該当するときは総会の議決を経て、戒告又は除名することができる。

- 1) 薬剤師としての体面を汚した者
- 2) 本会の綱紀又は体面を汚した者
- 3) 会費の納入を怠り、催促を受けた後1ヶ月を経るもなお支払わない者、その他会員たる義務を怠った者

前項除名の議決については、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

9. 会員資格の喪失

会員は第9条の7項、8項に規定するほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失し退会とみなす。

- 1) 当該会員が死亡したとき。
- 2) 会費等の支払いを怠り催促を受けた後、1年を経過してもなお完納されないとき。
- 3) 会員においては、日本薬剤師会並びに北海道薬剤師会の会員である資格を失ったとき、並びに薬剤師の免許を取り消されたとき。
- 4) 会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

- 第10条 1. 本支部の会員にして、北海道薬剤師会の名誉会員に推された者は本会の名誉会員とする。
2. 本会に顧問および相談役を置くことができる。
顧問および相談役は総会の承認を得て支部長がこれを委嘱する。

第4章 役員

- 第11条 本支部に次の役員を置く。
支部長1名、副支部長若干名、理事若干名
監事2名

- 第12条 支部長は支部を代表し、支部の会務を統理する。
副支部長は支部長を補佐し、会務を分掌する。理事の分掌は総務、会計、学術、薬局、学校薬剤師等とする。(副支部長の兼務はこれを妨げない)
監事は会務、会計を監査し、その結果を毎年総会に報告しなければならない。
- 支部長、副支部長は室蘭薬剤師会の名称を使用するときは、それぞれ会長、副会長と称するものとする。
- 第13条 支部長および監事は総会において会員中より互選によって選出する。
副支部長および理事は支部長が委嘱する。
- 第14条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第15条 役員に欠員が生じたときは、第13条の規定により補欠専任するものとする。
補欠選出により、選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

- 第16条 会議を分けて、総会および理事会とする。
- 第17条 総会は通常総会および臨時総会とする。
- 通常総会は毎年1回支部長が招集する。
 - 臨時総会は支部長が必要であると認めたとき招集する。
 - 会員の5分の1以上又は監事の連名により、会議に附議すべき事項を示して臨時総会招集の請求があった場合、支部長は速かにこれを招集しなければならない。
- 第18条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。
- 会則の変更
 - 事業報告および決算報告
 - 事業計画の決定
 - 予算の決定
 - 解散
 - その他支部長が付議した事項

- 第12条 支部長は支部を代表し、支部の会務を統理する。
副支部長は支部長を補佐し、会務を分掌する。理事の分掌は総務、**財務**、学術、薬局、学校薬剤師、**広報・災害対策部**等とする。(副支部長の兼務はこれを妨げない)
支部監事は会務、会計を監査し、その結果を毎年総会に報告しなければならない。
- ~~支部長、副支部長は室蘭薬剤師会の名称を使用するときは、それぞれ会長、副会長と称するものとする。~~
- 第13条 支部長および**支部**監事は総会において**会員**の中より互選によって選出する。
副支部長および理事は支部長が委嘱する。
- 第14条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第15条 役員に欠員が生じたときは、第13条の規定により補欠専任するものとする。
補欠選出により、選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

- 第16条 会議は、総会および理事会とする。
- 第17条
- 総会は通常総会および臨時総会とする。
 - 通常総会は支部長が招集し毎年**4月**に開催する。
 - 臨時総会は支部長が必要であると認めたとき招集する。
 - 会員の5分の1以上又は監事の連名により、会議に附議すべき事項を示して臨時総会招集の請求があった場合、支部長は速かにこれを招集しなければならない。
 - 支部長に事故あるとき又は欠けたときは副支部長が職務を代行する。**
- 第18条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。
- 会則の変更
 - 事業報告および決算報告
 - 事業計画の決定
 - 予算の決定
 - 支部長及び支部監事、代議員、予備代議員の選任又は解任**
 - 解散
 - その他支部長が付議した事項

第19条 総会の議長は、その都度出席会員より選出する。
総会の承認および議決は出席会員の多数決による。

第20条 総会の招集は少なくとも開会の7日前迄に文書をもって会員に通知しなければならない。文書には次の事項を記載せねばならない。

1. 開催の日時および場所
2. 付議する事項

第21条 理事会は支部長、副支部長、理事をもって組織する。
監事は理事会に出席して、意見をのべることができる。
支部長が必要と認めたときは、会員を理事会に出席させ、意見をのべさせることができる。

第22条 理事会は次に掲げる事項を議決する。
1. 総会に付議する議案
2. 会務運営に関する事項
3. その他支部長が必要と認めた事項

第6章 庶務および会計

第23条 本支部が必要であると認めたときは理事会の議決により専任の職員を置くことができる。

職員の任免、給与、分限および執務に関し、必要な事項は理事会の議決を経て支部長が実施する。

第24条 本支部の経費は、会費、臨時会費、入会金、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

第25条 会費および臨時会費の額、賦課徴収の方法は理事会の議決を経て之を定める。

会員は支部長の指定する期日までに会費または臨時会費を納付しなければならない。

- 2 本支部に入会しようとする者には、入会金を賦課する。但し、入会金の減免については別に定め、理事会の議決を経て支部長が決定する。

第26条 各年度において剰余金のあるときは、総会の議決を経て、その全部または一部を翌年度に繰り越し、または基金として保管するも

第19条 1. 総会の議長は、その都度出席会員より選出する。
2. 総会は、委任状を含め、会員の過半数で成立する。
3. 総会の承認および議決は出席会員の多数決による。

第20条 総会の招集は少なくとも開会の7日前迄に文書をもって会員に通知しなければならない。文書には次の事項を記載せねばならない

1. 開催の日時および場所
2. 付議する事項

第21条 理事会
1. 理事会は支部長、副支部長、理事をもって組織する。
2. 支部長が必要と認めたときは、会員を理事会に出席させ、意見をのべさせることができる。
3. 監事は理事会に出席して、意見をのべることができる。
4. 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない

第22条 理事会は次に掲げる事項を議決する。
1. 総会に付議する議案
2. 会務運営に関する事項
3. その他支部長が必要と認めた事項

第6章 庶務および会計

第23条 本支部が必要であると認めたときは理事会の議決により専任の職員を置くことができる。

職員の任免、給与、分限および執務に関し、必要な事項は理事会の議決を経て支部長が実施する。

第24条 本支部の経費は、会費、臨時会費、~~入会金~~、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

第25条 会費および臨時会費の額、賦課徴収の方法は理事会の議決を経て之を定める。

会員は支部長の指定する期日までに会費または臨時会費を納付しなければならない。

~~2 本支部に入会しようとする者には、入会金を賦課する。但し、入会金の減免については別に定め、理事会の議決を経て支部長が決定する。~~

第26条 各年度において剰余金のあるときは、総会の議決を経て、その全

部または一部を翌年度に繰り越し、または基金として保管するものとする。

第27条 基金は支部長が管理し、総会の議決を経ないで処分することはできない。

第28条 本支部の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わるものとする。

第7章 部会

第29条 本支部の事業を推進するため次の部会を置き、部会長には理事が分担してその任にあたる。また、必要に応じて部会の区域を分割することもできる。

総務部、会計部、学術部、薬局部、学校薬剤師部

第30条 部会の部員は、部長の推薦を受けて、支部長が委嘱する。部員の任期は2年とする。

第31条 部会長は必要に応じ部会を開催し、部会員の意見をとりまとめて支部長に提出する。

第32条 部会長は支部長からの連絡ならびに会費の徴収について協力し、部会の動向を支部長に報告するものとする。

第33条 総務部会は庶務、企画、渉外に関する事項および他の部会に属さない事項を掌る。

第34条 会計部は会計並びに財産管理に関する事項を掌る。

第35条 学術部会は会員の知識、技能の向上に関する事項を掌る。

第36条 薬局部会は薬局経営、分業、在宅医療福祉および社会保険に関する事項を掌る。

第37条 学校薬剤師部会は学校保健衛生に関する事項を掌る。

第38条 学校薬剤師部会は学校薬剤師会と称することができる。

第39条 学校薬剤師会に所属する会員は、本支部会員をもって構成する。

第8章 北海道薬剤師会代議員および予備代議員

第40条 本支部より選出する北海道薬剤師会代議員および予備代議員は北海道薬剤師会の定款に基づき、本支部の総会において、会員の互選により選出する。

第41条 本支部会員の弔慰、表彰、旅費等については別に定める。

附則

本会則は昭和51年1月1日より施行する。

のとする。

第27条 基金は支部長が管理し、総会の議決を経ないで処分することはできない。

第28条 本支部の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わるものとする。

第7章 部会

第29条 本支部の事業を推進するため次の部会を置き、部会長には理事が分担してその任にあたる。また、必要に応じて部会の区域を分割することもできる。

総務部、**財務部**、学術部、薬局部、学校薬剤師部、**広報・災害対策部**

第30条 部会の部員は、部長の推薦を受けて、支部長が委嘱する。部員の任期は2年とする。

第31条 部会長は必要に応じ部会を開催し、部会員の意見をとりまとめて支部長に提出する。

第32条 部会長は支部長からの連絡ならびに会費の徴収について協力し、部会の動向を支部長に報告するものとする。

第33条 総務部会は庶務、企画、渉外に関する事項および他の部会に属さない事項を掌る。

第34条 **財務部会**は会計並びに財産管理に関する事項を掌る。

第35条 学術部会は会員の知識、技能の向上**等の生涯研修に関する**事項を掌る。

第36条 薬局部会は薬局経営、分業、在宅医療福祉および社会保険に関する事項を掌る。

第37条 学校薬剤師部会は学校保健衛生に関する事項を掌る。

第38条 学校薬剤師部会は学校薬剤師会と称することができる。

第39条 学校薬剤師会に所属する会員は、本支部会員をもって構成する。

第40条 **広報・災害対策部会**は会員又は地域住民に対しての**情報提供及び災害時の対応、連絡に関する事項を掌る。**

第8章 北海道薬剤師会代議員および予備代議員

第41条 本支部より選出する北海道薬剤師会代議員および予備代議員は北海道薬剤師会の定款に基づき、本支部の総会において、会員の互選により選出する。

第42条 本支部会員の弔慰、表彰、旅費等については別に定める。

附則

本会則は昭和51年1月1日より施行する。
昭和55年5月24日一部改正
昭和56年4月25日一部改正
昭和61年4月19日一部改正
昭和63年4月1日一部改正
平成元年4月1日一部改正
平成7年4月15日一部改正
平成8年4月13日一部改正
平成9年4月19日一部改正
平成12年4月15日一部改正
平成15年4月12日一部改正
平成19年4月21日一部改正

入会金減免に関する規定

次の場合は、入会金の賦課を免ずる。

- 第1条 1. 他の支部から転入してきた者。ただし、開局を目的とした者については理事会に回る。
2. 薬剤師国家試験に合格し、直ちに入会しようとする者。
3. 卸店の管理薬剤師。
4. 薬局などに勤務する薬剤師の退職により、引き続き管理薬剤師となった者。
5. その他減免措置が妥当と支部長が認めたとき。
- 第2条 1. 本規定は、昭和63年4月1日より施行する。
2. 平成元年4月1日一部改正

弔慰規定

- 第1条 北海道薬剤師会室蘭支部は弔慰規定を設定し、次のように定める。
- 第2条 会員死亡の場合は、弔慰金一万円、供花、弔電を遺族に贈る。
2 会員の配偶者または会員の実父母及び子が死亡した場合、弔慰金一万円、弔電を贈る。
- 第3条 その他これにより難い場合は、支部長が定める。
- 第4条 本規定は、総会の議決を経て改正する。
- 第5条 1. 本規定は、昭和51年1月1日より施行する。
2. 昭和61年4月19日一部改正

昭和55年5月24日一部改正
昭和56年4月25日一部改正
昭和61年4月19日一部改正
昭和63年4月1日一部改正
平成元年4月1日一部改正
平成7年4月15日一部改正
平成8年4月13日一部改正
平成9年4月19日一部改正
平成12年4月15日一部改正
平成15年4月12日一部改正
平成19年4月21日一部改正
平成24年4月21日一部改正

~~入会金減免に関する規定~~

~~次の場合は、入会金の賦課を免ずる。~~

- ~~第1条 1. 他の支部から転入してきた者。ただし、開局を目的とした者については理事会に回る。
2. 薬剤師国家試験に合格し、直ちに入会しようとする者。
3. 卸店の管理薬剤師。
4. 薬局などに勤務する薬剤師の退職により、引き続き管理薬剤師となった者。
5. その他減免措置が妥当と支部長が認めたとき。~~
- ~~第2条 1. 本規定は、昭和63年4月1日より施行する。
2. 平成元年4月1日一部改正~~

弔慰規定

- 第1条 北海道薬剤師会室蘭支部は弔慰規定を設定し、次のように定める。
- 第2条 1 会員死亡の場合は、弔慰金一万円、供花、弔電を遺族に贈る
2 会員の配偶者または会員の実父母及び子が死亡した場合、弔慰金一万円、**供花**、弔電を贈る。
- 第3条 その他これにより難い場合は、支部長が定める。
- 第4条 本規定は、総会の議決を経て改正する。
- 第5条 本規定は、昭和51年1月1日より施行する。
昭和61年4月19日一部改正

3. 平成元年4月4日一部改正
4. 平成9年4月19日一部改正
5. 平成15年4月12日一部改正

表彰規定

- 第1条 北海道薬剤師会室蘭支部は表彰規定を設定し、総会時に本規定の定めるところにより表彰する。
- 第2条 被表彰者は、本会会員にして会務または事業に功労のあった者を理事会で選考の上決定する。
- 第3条 受賞者には賞状および記念品を贈呈する。
- 第4条 本規定は北海道薬剤師会室蘭支部総会の議決を経て、これを定め又は改廃する。
- 第5条
 1. 本規定は、昭和51年1月1日より施行する。
 2. 昭和55年5月24日一部改正
 3. 昭和61年4月19日一部改正
 4. 平成元年4月1日一部改正
 5. 平成7年4月15日一部改正

表彰選考基準

- 第1条 被表彰者は、次の各号の一または一以上に該当するもののうちから、この基準により選定する。
1. 薬剤師職能向上に功労のあったもの
 2. 医薬分業に関し功労のあったもの
 3. 本会役員として通算12年以上就任したもの
 4. 本会代議員として通算12年以上就任したもの
 5. 満60才以上で引き続き30年以上会員であったもの

旅費規定

- 第1条 北海道薬剤師会室蘭支部は、会務のため旅行する本会関係者に対し支給する旅費に関し、諸般の基準を定めるものとする。
- 第2条 旅費は運賃、宿泊費、日当を算出し、その合計額を支給するもの

- とする。
- 平成元年4月4日一部改正
平成9年4月19日一部改正
平成15年4月12日一部改正
平成24年4月21日一部改正

表彰規定

- 第1条 北海道薬剤師会室蘭支部は表彰規定を設定し、総会時に本規定の定めるところにより表彰する。
- 第2条 被表彰者は、本会会員にして会務または事業に功労のあった者を理事会で選考の上決定する。
- 第3条 受賞者には賞状および記念品を贈呈する。
- 第4条 本規定は北海道薬剤師会室蘭支部総会の議決を経て、これを定め又は改廃する。
- 第5条 本規定は、昭和51年1月1日より施行する。
昭和55年5月24日一部改正
昭和61年4月19日一部改正
平成元年4月1日一部改正
平成7年4月15日一部改正

表彰選考基準

- 第1条 被表彰者は、次の各号の一または一以上に該当するもののうちから、この基準により選定する。
1. 薬剤師職能向上に功労のあったもの
 2. **薬事**に関し功労のあったもの
 3. 本会役員として通算12年以上就任したもの
 4. 本会代議員として通算12年以上就任したもの
 5. 満60才以上で引き続き30年以上会員であったもの

旅費規定

- 第1条 北海道薬剤師会室蘭支部は、会務のため旅行する**会員**に対し支給する旅費に関し、諸般の基準を定めるものとする。
- 第2条 旅費は運賃、宿泊費、日当を算出し、その合計額を支給するもの

とする。

第3条 1. 運賃は原則として、JR特急料金またはこれに準ずる料金とする。

100km未満…自由席特急料金又は急行料金

100km以上…指定席特急料金又は急行料金

200km以上…指定席特急料金。宿泊料。日当は4,500円とする。

また、会議が6時間を超える場合の日当は4,500円とする。

2. 旅費計算の基準によらず航空料金とする地域は、原則として北海道外とする。航空機利用の場合は、空港までの交通費として実費または片道2,000円を加算する。

第4条 宿泊費、日当は次の金額とする。

宿泊費 10,000円（道内）

13,000円（道外）

日当 3,000円

第5条 宿泊費は車中泊の場合も支給するものとする。

第6条 本支部以外の用務で出張するものに、本支部の用務を付加依頼する場合または支部を代表して出張する場合は、その必要日数の宿泊費、日当を支給するものとする。但し、運賃は本支部の業務が本支部以外の業務より遠隔となる場合に限り、その超過距離の運賃を前第3条の規定により支給する。

第7条 1. 同一業務、同一日数で本支部以外の他所より旅費を支給される場合は、その支給額が本規定を下回る場合は、その差額を支給する。

2. これに該当する場合、他所より旅費を支給されたら直ちに本支部会計へ差額支給の申請をすること。

第8条 本規定は、総会の議決を経て改正する。

第9条 1. 本規定は、昭和51年1月1日より施行する。

2. 昭和56年4月25日一部改正

3. 平成元年4月1日一部改正

4. 平成8年4月13日一部改正

5. 平成12年4月15日一部改正

6. 平成19年4月21日一部改正

7. 平成20年4月19日一部改正

第3条 1. 運賃は原則として、JR特急料金またはこれに準ずる料金とする。

100km未満…自由席特急料金又は急行料金

100km以上…指定席特急料金又は急行料金

200km以上…指定席特急料金。宿泊料。日当は4,500円とする。

また、会議が6時間を超える場合の日当は4,500円とする。

2. 旅費計算の基準によらず航空料金とする地域は、原則として北海道外とする。航空機利用の場合は、空港までの交通費として実費または片道2,000円を加算する。

第4条 宿泊費、日当は次の金額とする。

宿泊費 10,000円（道内）

13,000円（道外）

日当 3,000円

第5条 宿泊費は車中泊の場合も支給するものとする。

第6条 本支部以外の用務で出張するものに、本支部の用務を付加依頼する場合または支部を代表して出張する場合は、その必要日数の宿泊費、日当を支給するものとする。但し、運賃は本支部の業務が本支部以外の業務より遠隔となる場合に限り、その超過距離の運賃を前第3条の規定により支給する。

第7条 1. 同一業務、同一日数で本支部以外の他所より旅費を支給される場合は、その支給額が本規定を下回る場合は、その差額を支給する。

2. これに該当する場合、他所より旅費を支給されたら直ちに本支部会計へ差額支給の申請をすること。

第8条 本規定は、総会の議決を経て改正する。

第9条 本規定は、昭和51年1月1日より施行する。

昭和56年4月25日一部改正

平成元年4月1日一部改正

平成8年4月13日一部改正

平成12年4月15日一部改正

平成19年4月21日一部改正

平成20年4月19日一部改正

会費賦課徴収規定

- 第1条 この規定は、規約第24条の規定によりこれを定める。
- 第2条 1. 会費は次の種別によりこれを賦課する。
- (1) 正会員に対してはA・B・Cの区分により会費を賦課する。
 - (2) A会費は、各店舗（医薬品製造業にあつては製造所）毎に薬局・医薬品一般販売業・医薬品製造業等を開設する薬剤師または管理薬剤師を対象とする。
 - (3) B会費は、前号以外の薬剤師（勤務者等）を対象とする。
 - (4) C会費は無職者または休職者を対象とする。
2. 賛助会員に対しては賛助会費を賦課する。
3. 規約第10条第1項に定めるもののほか、特別の事由ある会員の会費については、理事会の議決を経てこれを減免することができる。
- 第3条 会員の賦課額は毎年度総会の議決を経て定める。
- 第4条 納付した会費はその理由の如何にかかわらず還付しない。
- 第5条 この規約の変更は、総会の議決を経なければならない。
- 第6条 本規定は、平成元年4月1日より施行する。

会費賦課徴収規定

- 第1条 この規定は、規約第24条の規定によりこれを定める。
- 第2条 1. 会費は次の種別によりこれを賦課する。
- 1) 正会員に対してはA・B・~~C~~の区分により会費を賦課する。
 - 2) A会費は、各店舗（医薬品製造業にあつては製造所）毎に薬局・医薬品一般販売業・医薬品製造業等を開設する薬剤師または管理薬剤師を対象とする。
 - 3) B会費は、前号以外の薬剤師（勤務者等）を対象とする。
- ~~(5) C会費は無職者または休職者を対象とする。~~
2. 賛助会員に対しては賛助会費を賦課する。
3. ~~規約第10条第1項に定めるもののほか、~~特別の事由ある会員の会費については、理事会の議決を経てこれを減免することができる。
- 第3条 会員の賦課額は毎年度総会の議決を経て定める。
- 第4条 納付した会費はその理由の如何にかかわらず返還しない。
- 第5条 この規約の変更は、総会の議決を経なければならない。
- 第6条 本規定は、平成元年4月1日より施行する。

平成24年4月21日一部改正

支部における財産管理規定

- 第1条 支部における財産に関しては支部により管理されるが、扱いとしては支部財産も道薬財産も合算されたものが北海道薬剤師会の財産となる。
- 第2条 本支部は余剰金の分配を行なうことができない。
- 第3条 本支部が清算する場合において有する残余財産は、本部である北海道薬剤師会の財産として取り扱うこととする。
- 第4条 本規定は、平成24年4月21日より施行する。